

(第一類 第十号)

第三十八回国会 衆議院

運

輸

委員

会

議

錄

第七号

(111)

昭和三十六年二月二十四日(金曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

三池 信君

委員長

生田 宏一君 (理事尾関 義一君)
理事川野 芳滿君 (理事高橋清一郎君)
理事山口丈太郎君

木村 俊夫君

佐々木義武君

鈴木 仙八君

高橋 英吉君

細田 吉藏君

島上善五郎君

肥田 次郎君

内海 清君

出席國務大臣

勝澤 芳雄君

塚原 俊郎君

河本 敏夫君

壽原 勝利君

關谷 正一君

木暮武太夫君

出席政府委員

運輸事務官 辻 章男君

(大臣官房長) 運輸事務官

(海運局長) 運輸事務官

(有鉄道部長) 有鉄道部長

日本国有鉄道參 与 (運転局長) 石原 康彦君

日本国有鉄道參 与 (施設局長) 柴田 元良君

専門員 志謙 一之君

二月二十二日

委員島上善五郎君辞任につき、その補欠として松井政吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員松井政吉君辞任につき、その補

第一類第十号

運輸委員会議録第七号

昭和三十六年二月二十四日

欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十二日

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出第六四号)

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出第六四号)

同月二十一日

長野県内国鉄輸送改善に関する請願(小川平一君紹介)(第六九四号)

同(下平正一君紹介)(第七八九号)

同(中澤茂一君紹介)(第七九〇号)

鹿屋市に測候所設置の請願(二階堂進君紹介)(第八〇〇号)

隼人、古江間国鉄自動車路線の延長に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇一号)

鹿児島県内之浦町に鹿児島海上保安部分室設置に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇二号)

鹿屋市に国内航空路開設に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇三号)

国分、古江両駅間鉄道敷設の早期完成に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇四号)

鉄道敷設予定線古江線の延長に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇五号)

古江線の調査線編入に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇七号)

鹿屋市に国際空港設置の請願(二階堂進君紹介)(第八〇六号)

古江線の調査線編入に関する請願(二階堂進君紹介)(第八〇七号)

委員島上善五郎君辞任につき、その補

欠として松井政吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員松井政吉君辞任につき、その補

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出第六四号)

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出第六四号)

派遣委員より報告取

○三池委員長 これより会議を開きます。

先般東北、北陸地方の豪雪による運輸施設の被害について、本委員会より委員を現地に派遣し、実地調査をいたしましたので、この際派遣委員よりその調査報告を聴取いたしたいと存じます。

肥田次郎君。

○肥田委員 冒頭にちょっとお断わりしておきたいと存じますが、今度の豪雪調査に派遣をされまして、各地域を視察いたしましたが、運輸関係の特に

雪調査に派遣をされまして、各地域を張り出した高気圧は日本の南部から南

の海上に強く張り出してきた。このた

めに北陸地方の沿岸に前線ができて、

日本海から吹きつける北西の風は、平

野部にある前線面にぶつかって上昇気

流を起こした。とりわけ上空に侵入し

た寒気は空気の層を「そう不安定に

て上昇気流をますます強くし、濃密な雲を作つて平野部に多量の雪を降らす

結果となつたといふことが気象台の方

から報告されております。この豪雪は

強い季節風によるものではなくて、南

からの弱い風によるところの大雪の好

は、私のほかに地方行政委員会からは

から平野部にかけて、その量も記録的

でありまして、山形県尾花沢では三・九〇

メートル、新潟県塙山では三・九〇

メートル、こういう数字が出ておりま

す。本年の一月以降の降雪も平年度を

上回つて、私たちの調査中も連日、風

雪注意報が発令されているという状況のもとにありました。

私たち調査団は、十三日九時三十五

分上野発の汽車に乗りまして、十五時

三十五分米沢市に到着いたしました。

市内の積雪状況を視察して、東南置賜

地方事務所などいろいろところに参りました。この地域の交通は、冬はダメだ

だというのであきらめている実情を私

たちは看取らいたしました。また食のが

まんはできても、屎尿の処理だけには

全くお手上げをしていました。こういう実

情が報告されました。全く悲惨なあり

さまであったのであります。

さらに調査を進めて夕暮れの中を上

山市に参りました。折から雪はどんどん

降つておりまして、ますます激しく

なって、翌朝の十四日の朝には新しく

雪が六十七センチも積もりました。この

朝八時三十分に出発して、ジープで山

形県厅に行きました。県厅の関係者か

ら雪害の報告資料、陳情等を受けまし

た。そして大石田町の調査に参りました

ところの大雪が激しくなつて参りました。また同時にこ

の地域ははなはだしく雪害がありまし

て、こうした中で風雪をついて、さらには新庄市に進みました。大石田・新庄間は平常自動車の時間で行くと一時間くらいで到着するところでありますけれども、数メートルの積雪と吹雪のためにジープが難航して、三時間費し、やっと新庄市に到着できた、こういう事情がありました。ここは山形県下で第一といわれるところの多雪地帯でございまして、国道の雪は道の両側にはね上げられて、三メートル以上の壁を作っております。この雪の堀割のようになつたその底をジープで走ったのであります。が、この日一日じゅうでトランクその他の自動車と行き違った數はたつた三台くらいであります。いかに交通が途絶しておるかということがこれでわかると思います。写真でも見られるように、家は雪の中にすっぽり埋まってしまいまして軒からは白い象のきばのよくなつらが下がつておるという状態であります。樹木はその枝に三十センチ以上の積雪を重そうにささえておりますし、果樹は大部分雪に埋もれており、たまたま幹の現われているものは、むざんにも三つにも四つにも裂けておる、こういう状態であります。

間でもトラックとバスに行き会ったのはたった四台でありまして、ここでも全く交通が麻痺をしておる、こういう状態であります。湯沢、十文字、横手と順次調査いたましたが、ともに秋田県の中でも最積雪地であります、それぞれの自力で雪と戦つておる、こういう実情の陳情を受けました。

この地域で特に感じましたことは、トラックだとその他それが持つておるところの車が冬はもう動かないものだという状態であります、かすかに動いておるバスなどにおきましては、それぞれのバス会社が経費の大部分を負担して道路の除雪をやっておる、こういう実情であるのであります。

続いて秋田県厅に着いたのは午後の四時三十分ごろでありましたが、秋田市は当時十五メートルくらいののさまじい吹雪の町であります、私たちはこうした中を、予定が狂いましたけれども、この予定を取り戻すために、夜おそくまで、知事を初め交通関係あるいは商工関係の代表者、こういう人と雪害についての対策をいろいろと意見をかわしましたけれども、この内容についてもあとから取りまとめて報告をいたしたいと存します。

十六日、秋田を出発して、新津市を経て新潟市へ参りました。この新津ー新潟間において初めて雪のない道路を走つたのであります、これは国の直轄管理にあるところであります。従つて完全な除雪が行なわれております。そこで明らかになりました。従いま

が、これらがみな切れたり折れたりしておりました。長岡市への途中、たっての要望がちりましたので、中之島村というところに参りましたが、ここではもうすでに融雪が始まるというよりも根雪が少しづつ解け出しておりまして、これがまたもうすでに道にあふれて家に浸水をしておる、こういう状態であります。した。

長岡市に着きましたて、ここでは調査の最終的な意味をも含めていろいろと意見の交換をいたしましたが、結論的には融雪時の被害がこれからさらに大きくなつてくるから、今直ちにここで被害の結果についてこれただといふ結論を得ることはむずかしいであろう、そこで雪の融けるころにもう一度調査に来てもらいたいというたつての要望があり、その必要があるだろうということを認めて帰つたような次第であります。

以上はなほ簡単でありましたが、これら豪雪地帯の概念的な調査、いわゆる日程的な目で見ただけの概要の報告であったわけあります。現在降雪はまだ続いておりますし、被害についても今後における増大の比重がこれに加わるものと考えられます。中間的時期にありますから、これらの被害の現在における集約の被害は不可能であります。従つて、調査をした三県内の市町村は大別して十四カ所、被害の概要是山形県で十五億円、秋田県で十一億四千万円、新潟県で四十九億円、これはいずれも現在われわれのもとに送られた資料による数字であります。このことを報告いたしたいと思いま

さらにこれらの要望、陳情等を要いたしますと、この数十種に及ぶ事情、要望を要約いたしまして、われがここで概要的にまとめましたものは、冬季輸送路確保のため除雪対策強力な推進をしてもらいたい、これが一つであります。それから雪害に基づする滞貨の一掃のため貨車の円滑なる配車をしてもらいたい、これが二つであります。と申しますのは、これによつと注釈を加えますと、降雪のために交通が途絶する。そうして外部からいろいろと生産のための資材が入ってこない。それから生産はできてもその生産品を運び出すことができない、こういうこととのために、この雪害地帯においては産業がほとんど冬眠をしておるという状態であります。それから百貨店あたりでも店を開くけれども、午前中にたった一人くらいしかお客様が入ってこなかつた。しかもそれが買わなかつたというような状態もありましたので、特にこういう点を考慮してもいいらしいといふことが言われたわけであります。それから奥羽本線と北陸本線等の早期複線化を促進してもらいたい。これについては非常に困難な事情があることはよくわかるけれども、たつての要望としてこういうことがあります。それから冬期輸送費の確保のために陸上輸送と海上輸送方式の品目について総合的な検討をしてもらいたい、こういうことであります。が、これらもいろいろと事情を聞きますが、その必要を、われわれとしても何うに、それぞれが持つておる自動車、

て、国鉄の妨害、除雪体制の確立と緊急輸送対策の整備をはかられたいと存するわけであります。今次の降雪による北陸本線の長期間にわたる機能の低下の経験にかんがみまして、北陸本線の複線、先ほど申しておつたようですが、さいますが、複線工事というものを必ず万難を排してやつていただきたいという要望、またこれに対しても電化工事をできるだけすみやかに完成するよう御配慮願いたいという運輸関係に対して強い要望があつたのでございました。また、自動車の状態は昨年の二月八日から今年の四日までは完全に停止されたようない状態で、これに対する業界あるいはバス、トラック、乗用車、いざれを問わず大へんな損害をこうむつておるというのが実情でございます。最後に各県民の皆さんの要請である雪害対策基本法といふものの設置方を特に頼まれまして、私は視察を終えてきたわけでございます。

○三池委員長 この際お詫びいたしま

す。

ただいま派遣委員より聽取いたしました東北、北陸地方における雪害に対しまして、ただいま肥田委員からも決議の要望がありました。その対策のため金融措置などの問題について大蔵委員会に連合審査会の開会の申し出を行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会予定日は二十七日であります。

5 この法律において「貨物船貨渡業者」とは、貨物船（油送船を含む。以下同じ。）の貨渡し又は運航の委託をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貨渡業の届出提出）を一括議題といたします。

6 この法律において「戦時標準型船舶」とは、政府が昭和十七年から昭和二十年までの間ににおいて指定した規格により建造された貨物船をいう。

7 第二十七条中「旅客船債券」を「船舶整備債券」に改める。

四

○三池委員長 次に、去る二十二日本委員会に付託されました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案（内閣提出）を一括議題といたします。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

国内船公団法の一部を改正する法律
国内旅客船公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のよう
に改正する。

国内旅客船公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を改正する法律
題名を次のようにより改める。

特定船舶整備公団法

第一条中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

とにより」「協力し、あわせて戦時標準型船舶を解撤して行なう貨物

船の整備について、その資金の調達が困難である海上貨物運送事業者等の確保」を加える。

四 戰時標準型船舶を解撤する海

上貨物運送事業者又は貨物船貨

渡業者と費用を分担して、貨物

船を建造すること。

五 前号の規定により建造した貨

物船を海上貨物運送事業者又は

貨物船貨渡業者に使用させるこ

と。

4 この法律において「海上貨物運送事業者」とは、海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者をい

う。

第二十六条（見出しを含む。）及び

第一条 この法建は、公布の日から施行する。

第二条 国内旅客船公団は、この法の施行の日において、特定船舶整備公団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に特定船舶整備公団といふ名称を使用している者については、改正後の

第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則と適用について

は、なお従前の例による。

第五条 改正後の第十九条第四号の規定による業務を行なうのは、昭和三十九年三月三十一日までの間に限るものとする。ただし、昭和三十八年度までの特定船舶整備公団の予算及び事業計画に組み入れているものについては、この限りでない。

第六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

第七条 第十九条第一号ノ十中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（登録税法の改正）

第八条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

第九条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改訂する。

第十二条第一項第二号中「国内旅客船整備公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（地方税法の改正）

第十三条 第二項第一号中「国内旅客船整備公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（行政管理庁設置法の改正）

第十四条 第二項第一号中「国内旅客船整備公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（運輸省設置法の改正）

第十五条 第二項第一号中「国内旅客船整備公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（印紙税法の改正）

第十六条 第二項第一号中「国内旅客船整備公団」を「特定船舶整備公団」に改め、同号を同条第七号と

し、同条第三号の次に次の三号を加える。

（印紙税法の改正）

第十七条 第二項第一号中「国内旅客船監理官」を「特

喪失した商船隊の急速な回復をはかつて参りました。しかしながら、わが海運企業は、戦時補償の打ち切りによつて全く自己資金を持たず、もっぱら借入金によつて新船建造を行なわざるを得なかつたので、その資本構成は逐次悪化し、これにわが国の金利水準が国際水準から見て著しく割高である事情が加わつて、その企業内容は極度に悪化することとなつたのであります。

従つて、かかる割高な金利負担を国際水準並みに軽減して、その国際競争力を強化することは、海運政策上最も必要なことであり、昨年市中金融機関の行なう融資につきまして利子補給を行なうことをお認め願つた次第であります。

しかしながら、わが国海運の国際競争力強化のために市中融資に対する利子補給のみではなく、船舶建造融資の五〇%以上を占める日本開発銀行の融資についても、その金利負担を軽減することがぜひとも必要であります。特に最近輸出入銀行の輸出船に対する利子補給を行なうことと低金利と開銀金利との不均衡が表面化して参りましたので、この間の事情も考慮し、明年度から日本開発銀行の融資に対しても利子補給を行なうことといたし、この法案を提出いたしました次第であります。

この日本開発銀行に対する利子補給は、来年度からの開銀銀行融資による造船に対して適用されるもので、補給率は一分五厘とし、また最初の融資後五年間行なうこととしておりまます。ただ、今後におけるわが国経済の動向並びに金利低下の傾向を勘案し、一応契約締結期間を三年間といたしております。これに必要な明年度の予算

措置は、支出額千八百万円、債務負担

行為額九億六千五百万円であります。

まず第一に、政府は、日本開発銀行と契約を結び、外航船建造のための同行の融資につきまして、当該融資の

契約上の利率（年六分五厘）と年五分

することができるといたしております。

第二に、利子補給金の支給年限、予算による制限、支給限度額及び日本開

發銀行の利子引き下げ義務等利子補

制度の基本的事項を、市中金融機関に

対する利子補給制度にならって規定いたしております。

利子補給金は、政府から日本開発銀

行に支給されるものでありますが、同

行がその受けた利子補給金に相当する

額だけ船主から受けける利子額を差し引

かなければならぬことといたしてお

り、船主の利子負担はそれだけ減少す

ることとなるのであります。

次に、海運会社が一定率以上の利率

を計上した場合の国庫返納、海運会社

に対する監査、勧告、海運会社及び日

本開発銀行の義務違反に対する措置等

につき、市中融資に対する利子補給の

場合と同様に規制するため、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法中の

関係条文の適用ないし準用を規定して

おります。

最後に、さきに述べましたように、

この日本開発銀行に対する利子補給

は、昭和三十六年度以降三年間の開

銀行融資による造船に限つております

ので、契約締結期間を昭和三十九年三

月三十一日までとすることといたして

おります。

以上がこの法律案の提案の理由と概要でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○三池委員長 両案に対する質疑は次に譲ることといたします。

上記のとおり御可決あらんことを希望いたします。

○山口委員長 両案に対する質疑は次に譲ることといたします。

○三池委員長 この際、山口委員より

発言を求められておりますので、これを許します。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 私は運輸大臣並びに事務当局に御希望を申し上げたいと思

うのであります。

ただいま日本開発銀行に関する外航

船舶建造融資利子補給臨時措置につい

ての法案並びに戦標船の代替船建造に

関する措置としての国内旅客船公団法

の一部を改正する法律案の説明を聴取

いたしました。これで運輸省関係の予

定されたおる予算を伴う法律案につき

ましては、三件の法案が提案され、本

日のうちの二件がただいま説明に

なつたわけであります。港湾整備緊急

措置に関する法案が一件審議中であります。

御承知の通り、すでに予算案はその

総括質問を終わり、各分科会の審査が

これが付されるとする状況にあります。従つて、私どもこの予算を審議す

るにあたりまして、その予算を伴う政

府提出の法律案が、少なくともこの予

算の審議中に全部提案され、その内容

が説明されない限りは、私どもはこの

予算の骨格がどういうものであるか、はな

ども予算の実質的な施行内容がいかな

ものであるかをうかがい知ることが

できないのであります。しかるに今

日、このよろうな事態に差し迫っている

にもかかわらず、本日まで予算を伴う

法律案は、さきに申し述べました本日

回にわたつて開催せられておりますけ

れども、事務当局の出席を見ましても、

たとえば港湾に関することについてた

だ港湾局長が出席するのみであります。私どもは、港湾を整備するという

ことは、条理の上から見て当然でございま

す。これは長い国会生活におきまして

いつも御議論になるところでございま

ります。ただいままで運輸委員会は數

回にわたつて開催せられておりま

す。予算を伴う法律案は、予算審議

とともに並行して御審議を国会にお願

いをいたさなければならぬということ

は、条理の上から見て当然でございま

す。これが長い国会生活におきまして

いつも御議論になるところでございま

ります。ただいままで運輸委員会は數

回にわたつて開催せられておりま

す。予算を伴う法律案は、予算審議

とともに並行して御審議を国会にお願

いをいたさなければならぬこと

は、条理の上から見て当然でございま

す。これが長い国会生活におきまして

いつも御議論になるところでございま

ります。ただいままで運輸委員会は數

回にわたつて開催せられておりま

とに申しわけないと思つております。

これは、大臣からただいま申し上げました通り、予算はきまりました。そのやり方等につきまして財務当局あるいは内閣との打ち合せがございました。決してわれわれ一同怠慢であったとは考えていないのでございますが、微力のせいもございまして、話が長引きまして今日に至ったような次第でござりますので、まことにその点申しわけないと思います。今御指摘がございましたように、きょう提案理由を説明申し上げました二法案を合わせまして三法案が提案されたのでございませんが、残っておりますのが国鉄運賃法の改正の法案と、それから国鉄の新線の利子補給に関する法案、それから港湾法の一部を改正する法案でございまして、これらはいずれもおそらく来週の火曜日までには委員会に付託であります。ただいまの説明の中の港湾整備緊急措置法は、ちゃんと説明になつてただいま審議中であります。それ以外に、港湾法というのは一体どこにあるのですか。そういうものは予定されており中には、私はまだ承つておらぬのであります。鉄道営業法その他、この国有鉄道の運賃改正法等の重要な法律はもとより、鉄道と道路との交差に関する法律案あるいは公共企業体職員等共済組合法の一部改正法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案な

ど、承るところによりますと非常に重

要な法律案があるのであります。今官房長の言われるところによれば、予算是通つてもその運用内容について法律をともに審議してもらつたらしい、このういうような声に私は聞くのでありますけれども、これはまことにもつて私は了解に苦しむ言葉であると思うのであります。少なくとも予算を審議するにあたつては、予算委員会においてその予算の内容を審議いたしておりますのでありますけれども、しかしその予算委員会において審議せられる予算審議内容のみをもつて、国家予算というものは審議し尽くされたものではないのでござります。それなるがゆえに、各省各部にわたつて委員会が持たれ、その委員会においてそれぞの省に属する予算を伴う法律案が提出され、それが同時審議され、それによつて最終的に予算の骨格が明らかにされ、そうしてその予算に対する政策についての態度が明確になつて参るのでありますから、従つてたとえば運輸委員会に属する法律案が予算委員会の議に上せなしたものであるからといって、予算が成立した後でもその法律があなたの方の手によつて審議されて、その運用内容だけがつまびらかになればいいのであるといふようなお考え方の方は、これは私はこの委員会を全く付隨的に考えたものだと思う。そういうようなことは、私としては受け取りがたい言質だと思うのであります。あなた方がそういうふうなお考えでおられるということになります。ただいまの説明はどんどん進みます。新たに何かほかのものが出てく

や、この委員会を運用せられておる委員長の苦心というのも、そこに生ま

れてくると思う。でありますから、そ

れであります。

○辻政府委員 今私の申し上げたこと

は、言葉が足りませんで多少誤解を招いておるよう考えられるのでござりますが、私が先ほど申し上げましたのは、政府部内におきまして予算案が決定いたしましても、そのきまりました

予算を執行するにつきまして、法律をもつてその予算の執行を裏づけるか、あるいは法律なしで行政的な運用でやるとか、あるいは法律をもつて運用を義務づけるにいたしましても、その法律案の内容といいたしまして、いろいろ

政府部内において調整を要するといふことを申し上げたいのでございまして、その調整のためにひまどりまして、まことに申しわけないことになつております。ただいま先生の御指摘の

ように、法律案が通れば、ただ、予算と離れてその運用だけを、審議をお願いすればいい、そういう気持は全然

持つておりませんので、この点さよう

に御了承願いたいと思います。

○肥田委員 関連してお伺いしますが、そうすると、第一回で示したかの運輸委員会で示された提出予定法案、あれは今後どういう形になるのですか、それを一つ聞かしてもらいたいと思ひます。新たに何かほかのものが出てく

法律案の提出状況を続けていくとす

れば、会期中にあなた方の予定されておる法律案は提出されるかどうかも危ぶまれるような状態にあります。少なくとも予算を計上した以上は、事務当局としては直ちに、少なくともその審議をともに審議してもらつたらしい、このういうような声に私は聞くのでありますけれども、これはまことにもつて私は了解に苦しむ言葉であると思うのであります。少なくとも予算を審議するにあたつては、予算委員会においてその予算の内容を審議いたしておるのでありますけれども、しかしその予算委員会において審議せられる予算審議内容のみをもつて、国家予算といふものは審議し尽くされたものではないのでござります。それなるがゆえに、各省各部にわたつて委員会が持たれ、その委員会においてそれぞの省に属する予算を伴う法律案が提出され、それが同時に審議され、それによつて最終的に予算の骨格が明らかにされ、そうしてその予算に対する政策についての態度が明確になつて参るのでありますから、従つてたとえば運輸委員会に属する法律案が予算委員会の議に上せなしたものであるからといって、予算が成

立した後でもその法律があなたの方の手によつて審議されて、その運用内容だけがつまびらかになればいいのであるといふようなお考え方の方は、これは私はこの委員会を全く付隨的に考えたものだと思う。そういうようなことは、私としては受け取りがたい言質だと思うのであります。あなた方がそういうふうなお考えでおられるということになります。ただいまの説明はどんどん進みます。新たに何かほかのものが出てく

ます。

○山口(文)委員 ここで申し上げておきますが、先ほど申し上げたように、予算の分科会その他によって、今月中に決定になつたものでございます。一

件その点だけを追加させていただきたいが、かように考えておる次第であります。

○山口(文)委員 ここで申し上げておきますが、先ほど申し上げたように、予算の分科会その他によって、今月中に決定になつたものでございます。一

件その点だけを追加させていただきたいが、かのように考えておる次第であります。

○木暮國務大臣 先ほど申し上げました通り、まことにごもつともな御意見

でございます。国会のどなたも同じ御意見で、予算を伴う法律案は、予算案と並行して審議すべきものと御要求に相なることは当然だと思うのございまして、おしかりを受けるようなことに相なりましたことは、重々不行き届きの点があるのでございまして、これは今までに限ったことではございません。今後における国会に対する法律案提出にまことに適正な御注意をいただきたいものと考えまして、今後も十分注意をいたすことにしておきますから、どうぞ御了承願いたいと思います。

○三池委員長 次回は来たる三月三日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後二時三十八分散会